

(公印省略)  
伊監第109号  
令和3年11月17日  
(2021年)

様

伊丹市監査委員 堀口 明伸

伊丹市監査委員 山藪 有理

### 監査結果報告に対する措置通知報告について

地方自治法第199条第9項の規定に基づく定期監査結果報告に対し、同条第14項の規定により講じた措置の通知がありましたので、次のとおり報告します。

#### 記

#### 1 監査の種別

定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

#### 2 監査の対象部局

総務部	人材育成室	人事課 給与制度課 研修厚生課
市民自治部	環境政策室 環境クリーンセンター	生活環境課 総務課 減量推進課 業務課
健康福祉部	地域福祉室 保健医療推進室	障害福祉課 後期医療福祉課

#### 3 措置を講じた部局

総務部	人材育成室	人事課
市民自治部	環境政策室 環境クリーンセンター	生活環境課 業務課
健康福祉部	地域福祉室	障害福祉課

4 監査の期間

令和3年(2021年)8月23日～令和3年(2021年)10月21日

5 監査結果提出日

令和3年(2021年)11月8日

6 措置の内容

別紙令和3年(2021年)11月10日付け伊総人人第729号、令和3年(2021年)11月11日付け伊市環生第906号、令和3年(2021年)11月12日付け伊健地障第3509号の回答文書のとおりです。

( 公 印 省 略 )  
伊 総 人 人 第 729 号  
令 和 3 年 11 月 10 日  
(2021 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 山藺 有理 様

伊丹市長 藤原 保幸

### 監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

#### 記

1 監査の対象部局

総務部 人材育成室 人事課、給与制度課、研修厚生課

2 措置を講じた部局

総務部 人材育成室 人事課

3 監査の種別

定期監査

(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査)

4 監査の期間

令和 3 年(2021 年)8 月 23 日～令和 3 年(2021 年)10 月 21 日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

総務部 人材育成室 人事課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 支出事務について</p> <p>(1) 会計年度任用職員への超過勤務手当の支給について</p> <p>人事課会計年度任用職員の令和3年4月から7月までの超過勤務命令伺書及び週休日等の振替簿を確認したところ、週休日の勤務の振替に係る超過勤務命令伺書の記入誤りが2件あり、いずれも精算が必要でした。これは、週休日の振替は事前に行うべきところ、事後による決定が常態化していたため、超過勤務手当への反映が漏れてしまったことによるものです。</p> <p>再度確認の上、精算処理を行うとともに、今後は適切な事務処理を行ってください。</p>	<p>今回ご指摘のあった2件につきまして確認を行い、精算処理を実施しました。</p> <p>今後は、週休日の振替について、事前の振替を行うように、適切な事務処理を徹底してまいります。</p>

( 公 印 省 略 )  
伊市環生第 906 号  
令和 3 年 11 月 11 日  
(2021 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 山藺 有理 様

伊丹市長 藤原 保幸

### 監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

#### 記

#### 1 監査の対象部局

市民自治部 環境政策室 生活環境課

環境クリーンセンター 総務課、減量推進課、業務課

#### 2 措置を講じた部局

市民自治部 環境政策室 生活環境課

環境クリーンセンター 業務課

#### 3 監査の種別

定期監査

(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査)

#### 4 監査の期間

令和 3 年(2021 年)8 月 23 日～令和 3 年(2021 年)10 月 21 日

#### 5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

市民自治部 環境政策室 生活環境課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p><b>1 収入事務について</b></p> <p><b>(1) 徴収事務受託者の手数料の金融機関への払込みについて</b></p> <p>畜犬登録手数料及び注射済票交付手数料の徴収事務に係る委託契約書において、受託者である伊丹市獣医師会は徴収した手数料を徴収した日の属する月の翌月の5日までに市に納入しなければならない旨定められています。</p> <p>令和3年4月から7月までの収納状況を確認したところ、当該委託契約書に定められた期日までに金融機関への払込みが行われていない事例が多数ありました。</p> <p>徴収事務委託契約書と実務とのかい離を改め、適切に事務を行ってください。</p> <p><b>(2) し尿処理手数料の減免について</b></p> <p>伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例第23条第1号では、生活保護法の規定により生活扶助を受けている者のし尿処理手数料を減免することができる旨定められています。生活環境課では、減免要件の確認が不十分であったため、生活扶助を受けていない生活保護受給者に対して、し尿処理手数料の減免を行いました。</p> <p>再度確認の上、精算処理を行い、今後は適切な事務を行ってください。</p> <p><b>2 支出事務について</b></p> <p><b>(1) 契約締結結果の公表について</b></p> <p>伊丹市随意契約ガイドラインでは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令、伊丹市入札結果等の公表に関する要綱</p>	<p>徴収事務委託契約書を見直し、実務に合うよう適切な事務に努めます。</p> <p>精算処理を行う方向で事務を進めるとともに、し尿処理手数料事務処理マニュアルに記載のある減免手続に関して、生活扶助のみが対象である旨を明記することにより再発防止を図るなど、適切な事務を行うよう努めます。</p> <p>ご指摘の件につきまして、今後、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の主旨に基づ</p>

監査結果に対する措置について

市民自治部 環境政策室 生活環境課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>に基づき、一定の要件に該当する場合は、契約締結結果を公表する旨定められています。</p> <p>公表の方法としては、随意契約締結後、指定様式により契約・検査課に報告し、契約・検査課で取りまとめの上、公表することとしていますが、生活環境課が締結した工事のうち、伊丹市営斎場火葬炉設備修繕工事については、公表すべき要件に該当していましたが、契約・検査課に報告されていませんでした。</p> <p>今後は、伊丹市随意契約ガイドラインを参考に、適正な契約事務を行ってください。</p> <p><b>3 財産管理について</b></p> <p><b>(1) 備品の管理について</b></p> <p>生活環境課所管の備品を確認したところ、以下の問題がありました。</p> <p>① 公印台帳及び備品台帳の不備について</p> <p>公印について、現物は3件確認できましたが、公印台帳上は、4件登録されており、そのうち1件は廃棄漏れでした。また、備品台帳上は、4件登録されており、そのうち2件は廃棄漏れ、1件については登録漏れでした。</p> <p>② その他の備品に係る備品台帳の不備について</p> <p>その他の備品について、備品台帳上の登録があるにもかかわらず現物を確認できないものが3件ありました。</p> <p>前回定期監査においても、公印台帳及び備品台帳の不備がある旨指摘しましたが、いまだに改善されていません。</p> <p>伊丹市会計規則第106条第2項では、物品管</p>	<p>き、伊丹市随意契約ガイドラインにのっとり適正に事務を執行してまいります。</p> <p>公印については、公印台帳及び備品台帳への登録・廃棄処理を行います。その他の備品については、現物がないものの廃棄処理を行いました。今後は適切な備品の管理に努めます。</p>

監査結果に対する措置について

市民自治部 環境政策室 生活環境課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>理者及び物品担当者は、物品の保管について、善良な管理者の注意を怠ってはならない旨定められており、備品台帳を適切に管理する必要があります。</p> <p>公印等の備品を確認し、公印台帳及び備品台帳を改めるとともに、適切な備品の管理を行ってください。</p>	



## 監査結果に対する措置について

市民自治部 環境クリーンセンター 業務課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 収入事務について</p> <p>(1) ごみ処理手数料の減免について</p> <p>伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例第 23 条第 1 号では、生活保護法の規定により生活扶助を受けている者のごみ処理手数料を減免することができる旨定められています。</p> <p>環境クリーンセンター業務課では、当該減免の決裁において、減免の根拠を明示しておらず、減免要件の確認が不十分となり、生活扶助を受けていない生活保護受給者に対して、ごみ処理手数料の減免を行っていました。</p> <p>再度確認の上、精算処理を行うとともに、今後は、減免要件の確認を行い、決裁に減免の根拠を明示し、適切な事務を行ってください。</p>	<p>ごみ処理手数料の減免については、今後は申請時に減免要件の確認を行い、決裁に減免の根拠を明示することで、適切な事務を行います。減免要件が不十分な件については関係部局と調整の上、精算処理を行う方向で事務を進めます。</p>

( 公 印 省 略 )  
伊 健 地 障 第 3509 号  
令 和 3 年 11 月 12 日  
(2021 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 山 菌 有 理 様

伊丹市長 藤原 保幸

### 監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

#### 記

#### 1 監査の対象部局

健康福祉部 地域福祉室 障害福祉課

保健医療推進室 後期医療福祉課

#### 2 措置を講じた部局

健康福祉部 地域福祉室 障害福祉課

#### 3 監査の種別

定期監査

(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査)

#### 4 監査の期間

令和 3 年(2021 年)8 月 23 日～令和 3 年(2021 年)10 月 21 日

#### 5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

健康福祉部 地域福祉室 障害福祉課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p><b>1 支出事務について</b></p> <p><b>(1) 特定随意契約に関する公表手続について</b></p> <p>障害者就労促進事業については、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約を締結しています。同号による契約は、伊丹市特定随意契約の公表に関する要綱に基づき契約締結状況等の公表が必要でしたが、行われていませんでした。</p> <p>障害福祉課に対しては、前回定期監査においても同様の指摘を行っています。また、障害福祉課は、公表対象となる契約締結予定や契約締結状況を取りまとめる所管となっています。</p> <p>再度同様の事態が生じることのないよう、事務の改善を図ってください。</p> <p><b>(2) 障害者日中一時支援事業について</b></p> <p>障害者日中一時支援事業の受託者については、伊丹市障害者日中一時支援事業実施要綱第4条において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に定める指定障害福祉サービス事業者であって、障害福祉サービスのうち短期入所又は共同生活援助の指定を兵庫県から受けていることが要件となっています。</p> <p>令和3年度について確認したところ、委託先のうち2事業所が要綱の要件を満たしていません。</p> <p>審査体制を見直し、要綱にのっとり契約事務を行ってください。</p> <p><b>(3) 障害者支援施設特別処遇事業補助金について（算定基準額について）</b></p>	<p>令和2年度の特定期間契約の締結報告において、一部公表ができていなかった契約案件につきまして、公表の対応を取りました。今後は、担当者間、関係部署と連携を取り、漏れの無いよう、適切な事務処理を行ってまいります。</p> <p>ご指摘の2事業所には本要綱第4条に定める事業所の要件を満たすよう、新たに指定の申請を指導してまいります。併せて審査体制を見直し、要綱にのっとり契約事務を行います。</p>

監査結果に対する措置について

健康福祉部 地域福祉室 障害福祉課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>障害福祉課では、市内の支援水準の高いサービスを提供する事業者に対し、障害者支援施設特別処遇事業補助金を交付しています。伊丹市障害者支援施設特別処遇事業補助金交付要綱では、補助金の額は、事業を行うために基準定数を超えて直接サービス提供職員を配置するために必要な報酬、給料その他経費の合計額と、別表に定める算定基準額とを比較して、少ない方の額とする旨定められています。また、算定基準額は、3つの事業（小舎（ユニット）運営費助成事業、行動障害特別処遇事業及び重度重複障害者特別処遇事業）におけるそれぞれの補助基準額の合計とされています。</p> <p>令和2年度における当該補助金の交付事務を確認したところ、以下のとおり改善すべき点がありました。</p> <p>① 小舎（ユニット）運営費助成事業について</p> <p>小舎（ユニット）運営費助成事業補助金は、要綱第3条第1号に定める基準をすべて満たす施設における小舎を1ユニットとし、補助対象施設におけるユニット数に応じて補助単価及び実施日数（年度につき290日を限度とする。）を乗じたものを補助基準額としています。要綱では、ユニットの要件として、おおむね10室の居室で構成される独立した生活空間である旨定められていますが、4室の居室で構成される場合でも、1ユニットと算定されていました。</p> <p>要綱と実態とのかい離を解消してください。</p>	<p>①要綱と実態とのかい離を解消するよう要綱を改めます。</p>



監査結果に対する措置について

健康福祉部 地域福祉室 障害福祉課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>に係る指定障害福祉サービス事業者の指定（以下「指定」という。）を受け、本市においてグループホームを開設する事業者である旨定められています。また、要綱第4条では、補助金の交付を受けようとする者は、備品購入又は住居の借上げに着手するときまでに、補助金交付申請書を市長に提出しなければならない旨定められています。</p> <p>令和2年度の当該補助金の交付事務を確認したところ、申請者が兵庫県から指定を受ける前に交付決定を行っている事例と、申請者が住居の借上げ等に要する初期費用を支出した後に市へ申請書が提出されている事例がありました。</p> <p>障害福祉課では、運用上、兵庫県へ指定の申請を行ったことが確認できれば指定を受ける前であっても交付決定を行い、また、兵庫県への指定の申請を行うに当たりグループホームの開設場所を定める必要があることから、市への補助金申請前に着手した住居の借上げについても申請の受付を行っているとのことでした。</p> <p>要綱と実態とにかい離が生じないように、要綱の改正を行ってください。</p> <p><b>(5) 障害者地域活動支援センター事業費補助金について（基準額算定対象外人員について）</b></p> <p>障害者地域活動支援センター事業費補助金については、伊丹市障害者地域活動支援センター事業実施要綱に基づき、地域活動支援センター事業者に対し、経費の一部を補助していま</p>	<p>70歳以上を対象として計算していた事業者については、確認の上、精算処理を行います。</p>

監査結果に対する措置について

健康福祉部 地域福祉室 障害福祉課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>す。補助金の額は、要綱別表に掲げる対象経費の実支出額と同表に掲げる基準額とを比較して、少ない方の額としています。基準額を算出する際には、地域活動支援センターの利用人員を用いて計算しており、要綱では、70歳以上の利用者は算定の対象外とする旨定められています。</p> <p>令和2年度の補助金交付事務を確認したところ、70歳以上の利用者も算定対象としている事業所があり、補助額が過大になっていました。</p> <p>再度確認の上、精算処理を行ってください。</p> <p><b>(6) 障害者地域活動支援センター事業費補助金について（基準額算定対象人員について）</b></p> <p>障害者地域活動支援センター事業費補助金については、伊丹市障害者地域活動支援センター事業実施要綱に基づき、地域活動支援センター事業者に対し、経費の一部を補助しています。補助金の額は、要綱別表に掲げる対象経費の実支出額と同表に掲げる基準額とを比較して、少ない方の額としています。</p> <p>基準額は、地域活動支援センターの利用人員を用いて算出する必要がありますが、適正に計上されていない状況が見受けられました。</p> <p>それぞれの人員の計上方法について、要綱の改正も含めて、早急に整理を行い、基準額を正確に計算できる方策を講じてください。また、複数人で確認を行う体制を構築し、適正な補助金交付事務を行ってください。</p> <p>① 「月利用延人員」及び「初日在籍延人員」について</p>	<p>①「月利用延人員」及び「初日在籍延人員」の取扱いについて整理し、基準</p>

監査結果に対する措置について

健康福祉部 地域福祉室 障害福祉課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>要綱では、「月利用延人員」及び「初日在籍延人員」を用いて算出する式が定められています。「月利用延人員」は、各月の「利用人員」を年間で合計した人員であり、「初日在籍延人員」は、各月の「初日在籍人員」を年間で合計した人員とされています。このため、月の途中からの利用者は、当該月の「利用人員」として計上しますが、「初日在籍人員」としては計上しません。しかしながら、両者の使い分けがされておらず、「初日在籍延人員」を使う式で「月利用延人員」を用いて算出されていました。また、月の途中からの利用者について、月の「利用人員」として計上されていない状況が見受けられました。</p> <p>② 小数点以下の端数処理について</p> <p>要綱において、各月の「利用人員」に小数点以下の端数がある場合（他の支援制度等を併用する場合は切り捨てる旨定められています）が、端数処理が行われていないものがありました。</p> <p>③ 利用のない月について</p> <p>要綱では、各月平均5日以上又は年間60日以上利用している者を算定対象とする旨定められています。対象となった利用者が、ある月に一度も利用しなかった場合、当該月の「利用人員」として算入するかしないかについて、不明瞭となっていました。</p> <p><b>(7) 障害者地域活動支援センター事業費補助金について（実支出額について）</b></p> <p>障害者地域活動支援センター事業費補助金</p>	<p>額を正確に計算できるよう見直します。</p> <p>②小数点以下の端数処理については再度確認し、適正に処理いたします。</p> <p>③「利用のない月」の取扱いについて要綱の改正も含めて整理し、基準額を正確に計算できるよう見直します。</p> <p>また、補助金の計算をする際には、正副担当者で確認する体制を構築します。</p> <p>実支出額の算出方法を明確にし、正</p>





監査結果に対する措置について

健康福祉部 地域福祉室 障害福祉課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>に関する調書に記載されるものです。</p> <p>備品台帳を正しいものに改め、適切な管理を行ってください。</p>	